

那覇市歴史博物館所蔵「旧沖縄県農商課文書」をめぐる諸問題

— 史料学・アーカイブズ学との関連で —

川島 淳

はじめに

那覇市歴史博物館には、民家の壁の下地材として使われていた「旧沖縄県農商課文書」が収蔵されている。本文書は、二〇一二年三月三〇日に仲介者を通じて同年四月五日に那覇市歴史博物館に寄贈された文書である。寄贈の経緯については、二〇一二(平成二四)年四月六日付の「沖縄タイムス」には「鹿児島市の古民家から沖縄資料 川邊さん、那覇市に寄贈」との見出しで、次の記事が掲載されている。「鹿児島市内の古民家の壁の中から見つかった明治時代半ばの沖縄関係資料15枚が5日、那覇市歴史博物館に寄贈され」、「古民家の壁の下地材として貼り付けられていたものを、昨年9月に川邊さんが収集し保管、活用が可能な施設を探していた」という。

この新聞記事と「旧沖縄県農商課文書」そのものをみてみると、この「旧沖縄県農商課文書」は、本論で詳述するように、明治二〇年代に沖縄県農商課で生成・收受された文書六点を含む一五点の文書で構成されている。これら一五点の文書は、本来的には「公文書」として機能したが、その後本来の機能や価値が失われた結果、当事者は個人文書として「旧沖縄県農商課文書」を持ち帰った。その後、「旧沖縄県農商課文書」は、民家の壁の下地材として活用されたが、再利用の経緯は不明である。すなわち、当事者は、住居の建設にあたって「旧沖縄県農商課文書」に壁の下地材としての価値を見出した結果、再利用したのか、あるいはまた、当事者が第三者に提供して壁の下地材として使われたのかということは判然としない。つまり、本来的な「公文書」を持ち帰った当事者と民家の持主が一致するとはかぎらないのである。いずれにせよ、民家解体工事の際に、壁の下地材であった「旧沖縄県農商課文書」に川邊氏が歴史資料としての価値を見出した結果、破棄されずに那覇市歴史博物館に寄贈されることになった。

この事例からも明らかのように、「公文書」としての機能が失われた後に、壁下地材としての価値が見出されて再利用されたモノ資料の一部を再び文書資料と

して捉えられるのかといった問題も生じるであろう。すなわち、「原形保存」の原則に重点を置いてみると、第一に、沖縄県庁内部で保管されていた時点において一五点の文書は、一紙であったのか、こよりで綴じられていたのか、簿冊体であったのかというように、原形などは不明である。第二に、後述のように、壁の下地材として再利用した際に文書を裁断している可能性も否定できないとともに、民家解体工事の際に文書を取り出すにあたって破損していることもあろう。第三に、文書そのものが民家の壁下地材として使われていたので、壁の一部を構成していたものであり、こうした壁という原形を破壊して取り出した文書である。換言すれば、壁そのものの原形が破壊してしまったのである。このように、「原形保存」などの原則に基づくとき、本稿で紹介する「旧沖縄県農商課文書」には、さまざまな問題が含まれているのである。

かかる問題点もあるが、本文書には示唆に富む内容もあるとともに、壁の下地材として文書が残されるという事例であることから、「旧沖縄県農商課文書」をあえて紹介することにした。第一節では文書一五点の概要を確認し、第二節では、資料の現存状態と内容について検討することにする。なお、「旧沖縄県農商課文書」という名称は、受入・整理において付したものであることから、本稿では、この名称を用いることにする。

## 第一節 「旧沖縄県農商課文書」の概要

那覇市歴史博物館所蔵「旧沖縄県農商課文書」は、【表1】で示したように、一五点の文書で構成されている。本来であれば、「出所の原則」などに基づいて「旧沖縄県農商課文書」の内的構造を示す必要があるが、後述のように、作成母体が不明である。そこで、文書一五点の内容に基づいて分類すると、四項目が設定できる。すなわち、Ⅰ. 各間切の状況に関する件<sup>1)</sup>は「反別及び石高に関する帳簿」一点のみである。Ⅱ. 農事試験場に関する請求書<sup>2)</sup>は、一八八七(明治二〇)年八月一日付一通、一一日付二通であり、久茂地在任の城間正作が沖縄県第一部農商課に宛てた、農事試験場に関する「請求書」二点で構成されている。Ⅲ. 第三回内国勸業博覧会に関する件<sup>3)</sup>は、同博覧会に出品して賞牌や賞状、褒状が授与された際に沖縄県第一部農商課に提出された「拝受書」二点で構成されてい

る。その内訳は、名護間切安和村在住の仲村渠鍋山が一八九〇（明治二三）年一月七日付で提出した「拝受書」、本部間切浦崎村在住の仲宗根幸八郎の同日付「拝受書」、伊江島西江上村在住の伊是名正の同日付「拝受書」の三点である。「IV. 各間切における出納に関する件」は、玉城間切・中城間切・摩文仁間切・美里間切・勝連間切・佐敷間切・具志頭間切・宜野湾間切の文字や掟、首里大屋字に渡した数量が記録された文書であり、一つの間切に対して一枚の和紙で示されている。

以上が「旧沖縄県農商課文書」の概要である。ここで、「II. 農事試験場に関する請求書」の三点の文書と「III. 第三回内国勸業博覧会に関する件」の三点の文書に着目しよう。農事試験場や第三回内国勸業博覧会に関する事務を担当したのは沖縄県第一部農商課であり、これら六点の文書は、農商課で生成・收受されたものであることが判る。ただし、それ以外の文書には、作成年月日と作成者、宛先が付されていないため、沖縄県庁における担当部署は判明しない。また、現存する一五点を含む「旧沖縄県農商課文書」を持ち帰った当事者は不明であるため、沖縄県庁において、いかなる課で保管されていた文書なのかは判然としない。ところで、一八八六（明治一九）年九月七日付で沖縄県知事大迫貞清が制定した「沖縄県庁則」（沖縄県令丙第一号）には、沖縄県庁内における農商課の位置に関する条文と、文書保管に関する条文がある。その内容を確認しよう。<sup>(2)</sup>まず、沖縄県庁内部の機構に関する条文は以下の通りである。

第一条 庁中へ知事官房ヲ置ク

第二条 第一部中へ左ノ課掛ヲ置ク

庶務課

本務掛

編纂掛

農商課

本務掛

第三条 第二部中へ左ノ課掛ヲ置ク

土木課

本務掛

学務課

本務掛

統計掛

監獄課

衛生課

會計課

調査掛

公債掛

司計掛

出納掛

第四条 警察本部中へ左ノ課掛ヲ置ク

第一課

庶務掛

主計掛

第二課

監督掛

治罪掛

第五条 収税部中へ左ノ課掛ヲ置ク

賦税課

徴収課

徴税費課

會計掛

庶務掛

この条文が示すように、沖縄県庁内部には、知事官房・第一部・第二部・警察本部・収税部が置かれており、農商課は第一部内に設置された。第一部農商課には、本務掛と山林掛が設けられた。

次に、文書管理に関する規程について確認しよう。

第七十四条 凡ソ一事件関係ノ書類ハ之ヲ一括ニ纏メ完結後初テ綴入スル

モノトス故ニ一事件ノ全体未タ完結セサルニ或ル一部分照会等ノノ完結セ

シ故ヲ以テ綴入スル事ヲ得ス

第七十五条 各部諸般ノ文書ハ部類ヲ分チテ編製シ毎冊ノ首メニ事件ヲ目

次シ別ニ帳簿目錄ヲ作り紛乱ナカラシムヘシ

第七十六条 各部一切ノ文書ハ一年纏メニ目錄ヲ添ヘ庶務課編纂掛へ送致

シ該掛八年次ヲ逐ヒ編製シテ書庫ニ保存スヘシ

すなわち、まず担当部課において、一案件に係る複数の書類を一括して纏めたいうで、一案件の文書を部類に分けて簿冊を編纂し、簿冊の初めに案件の目次を付すこと、そして別に簿冊の目録を作成して紛乱しないようにすること、これらの各部の文書は一年ごとに纏めて目録を添えて沖縄県庶務課編纂掛に移管することが規定されていたことが判る。また、移管を受けた庶務課編纂掛は年次を逐って簿冊を編製して書庫に保存することが定められていた。

以上の規程に基づくと、当事者が持ち帰った「旧沖縄県農商課文書」は、どこに保管されていた文書なのかということが疑問として浮かびあがる。すなわち、沖縄県庁内の文書管理に関する規程によると、まず文書は担当課内で保管されて、その案件が完結した時点で一案件に関係する文書が一括して纏められて一年単位で別の案件の文書とともに簿冊のなかに編綴され、そのうえで庶務課に移管されることになった。これに基づいて、「旧沖縄県農商課文書」のうちⅡとⅢの文書に着目すると、これらの文書は、担当部課であった沖縄県第一部農商課で保管されていたのか、あるいは農商課から移管された後に庶務課編纂掛で保管されていた文書なのかということになる。換言すれば、沖縄県庁から持ち帰った人物が、本文書の担当課の職員であるとするならば、庶務課に移管される以前の課内保管文書を持ち帰ったことになるだろう。他方、当事者が庶務課（のちに知事官房）の職員であるならば、担当課から移管を受けた庶務課保管文書を持ち帰ったことになるだろう。なお、庶務課保管文書には、永久保存・三年保存・一年保存の文書がある。保存年限が満了した文書は廃棄されるか、あるいは、保存年限を延長する措置によってそのまま保管されるかということになる。この「旧沖縄県農商課文書」は、担当課から移管された庶務課保管文書であったとするならば、保存年限が満了した廃棄対象文書であった可能性もあるだろう。

このように、那覇市歴史博物館所蔵「旧沖縄県農商課文書」は、どの課に集積されていた文書であるのか、そして沖縄県庁から持ち帰ったのが誰なのか、ということなどは判然としない。したがって、原秩序や原形が破壊されているだけでなく、文書作成の部課と、文書を保管していた部課、持ち帰った当事者など、出所と伝来が不明確な文書である。つまり、これら一五点の文書を史料学的に考察することは難しいのである。

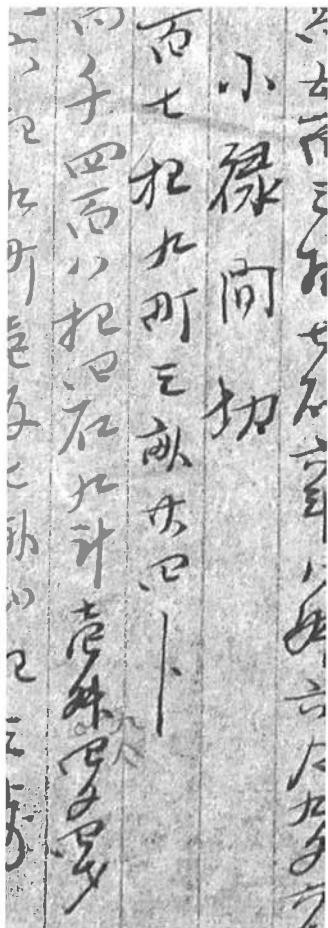
## 第二節 「旧沖縄県農商課文書」の現存状況と文書内容について

前節で指摘したように、一五点の文書を史料学的に考察することはできない。ということは、本文書を研究で利活用することは難しい。本節では、本文書一五点の現存状態と文書内容について検討する。文書一五点の写真は巻末に付し、一文書の部分を説明する場合には、説明の便宜上、参照しやすいところに配置した。

### I. 各間切の状況に関する件

〔反別及び石高に関する帳簿〕【文書Ⅰ―Ⅰ】は、沖縄県用一三行×二朱野紙一枚に墨筆で記されたもので、朱筆による訂正がなされた文書である。朱筆は確認できるものの、壁の下地材であったことから、行の枠については色落ちしている部分もある〔巻末の【写真①】参照〕。また、「反別」、「田反別」、「畑反別」の項目の冒頭には当初「一」との文言がそれぞれに付されていたが、このうち「田反別」と「畑反別」の冒頭の「一」は朱筆で削除されている。さらに、小緑間切の反別の「高」には朱筆で「九合」との加筆が確認できる【写真Ⅰ―Ⅰ】。以上の写真からも判るように、【文書Ⅰ―Ⅰ】における野紙の一部には色落ち部分があるものの、墨筆・朱筆の文言は鮮明である。

次に具体的な内容について見ていこう。



【写真1】〔反別及び石高に関する帳簿〕の朱筆部分

【文書Ⅰ―Ⅰ】〔反別及び石高に関する帳簿〕

真和志間切

一 反別式百式拾六町八反七畝五歩

此高式千式百五拾四石九斗式升五文

〔註1〕 田反別百式拾町六反三畝五歩

此高千七百七拾壹石八斗八升式合五文九才

〔註2〕 畑反別百六町式反四畝――

此高四百八拾三石三升七合九文壹才

豊見城間切

一 反別式百町六反九畝廿六歩

此高千七百八拾六石六升壹文七才

〔註3〕 田反別八拾八町三反八畝三歩

此高千式百四拾八石三斗七升三合式文壹才

〔註4〕 畑反別百拾式町三反壹畝廿三歩

此高五百三拾七石六斗八升六合九文六才

小祿間切

一 反別百七拾九町三畝廿四歩

此高千四百八拾四石九斗壹升九合四文四才

〔註6〕 田反別六拾九町壹反七畝式拾三歩

此高九百八拾九石七斗五合八文五才

〔註7〕 畑反別百九町八反六畝壹歩

此高四百九拾五石式斗壹升三合五文九才

兼城間切

一 反別百七拾町壹反九畝九歩

此高千式百八拾式石七斗三合五文九才

〔註8〕 田反別五拾八町四反八畝式拾五歩

此高七百式拾六石式斗壹升式合

(沖繩県用二三行×2朱罫紙に墨筆・朱筆)

〔註1〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註2〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註3〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註4〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註5〕 朱筆で「九合」との加筆がある。

〔註6〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註7〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註8〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

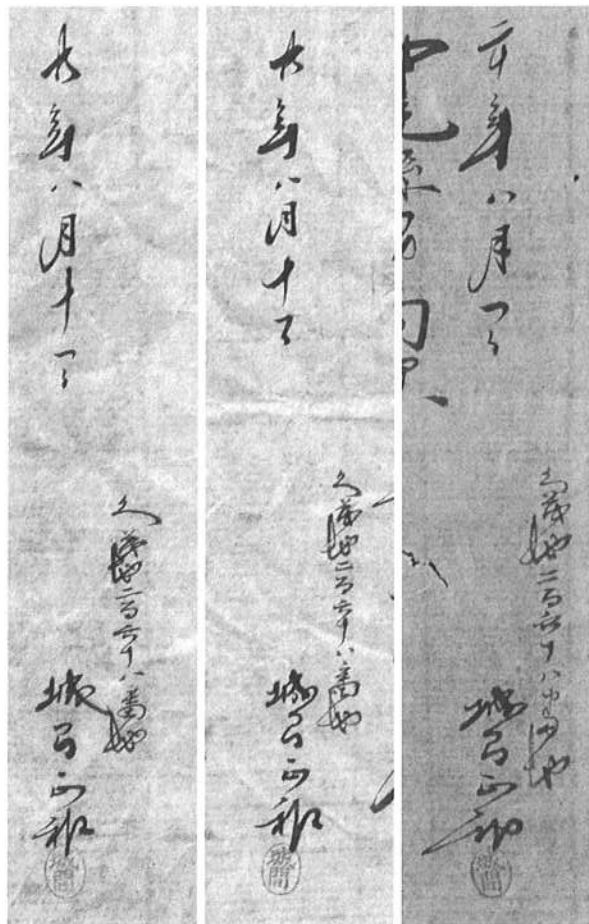
【文書Ⅰ―1】では、二六行にわたって、島尻郡の真和志間切・豊見城間切・小祿間切における田と畑の反別数と石高数、二つを合計した反別数と石高数が記載されている。ただし、兼城間切の項目には、田と畑の反別数と石高数をそれぞれ合計した数値と、田のみの反別数と石高数は記されているもの、畑の反別数と石高数が記載されていない。ゆえに、現存するのは本文書一枚のみであるが、おそらく複数枚の文書で構成されており、本文書に続く用紙には、兼城間切の畑の反別数と石高数が記されていたのであろう。また四間切以外の間切の反別と石高の総数、田・畑それぞれの反別数と石高数が記載されていた用紙も存在していたものと思われる。したがって、複数枚で構成された文書のなかの一枚が本文書であり、そのうちの一枚が残存していると考えられる。なお、本文書の作成時期や作成者は不明であるが、四間切の反別数と石高数を基準として、他の文書との関連で文書作成時期を特定することもできる。これについては、今後も史料調査を続けていきたいと考える。

## II. 農事試験場に関する請求書

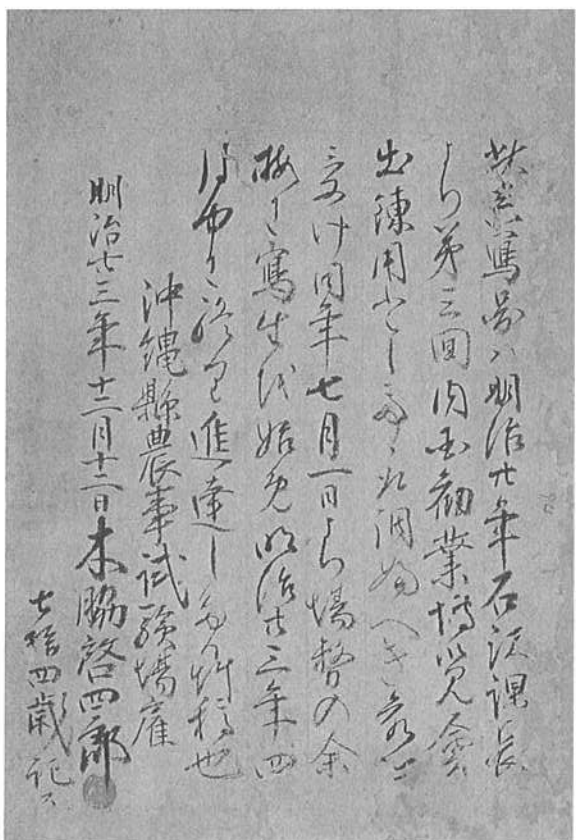
農事試験場に関する請求書は、城間正作から沖繩県第一部農商課に宛てた一八八七(明治二〇)年八月一日付一通と同月一日付二通の「請求書」三点で構成されている。

この三点の法量について確認しよう。【文書Ⅱ―1】は一八・二cm×三六・六cm、【文書Ⅱ―2】は一八・七cm×四〇・一cm、【文書Ⅱ―3】は一八・一cm×四二・七cm×四二・二cmのものであったと考えられる。また、本文書で用いられた用紙は、同じ行内において文字の大きさはまちまちであることから、罫紙ではなく、無地の和紙であったように思われる。

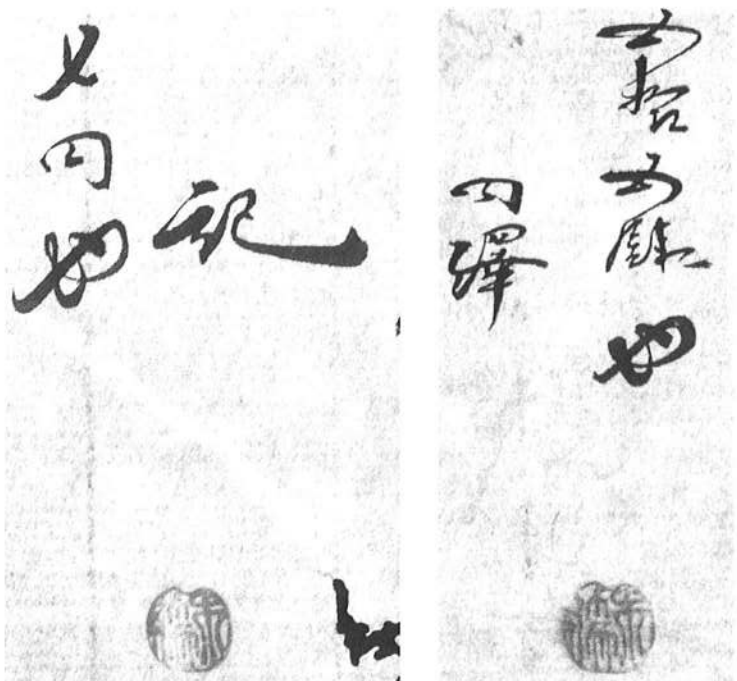
次に、【文書Ⅱ-1】から【文書Ⅱ-3】までの三点の文書に捺されている朱印に着目しよう。これら三点の文書の差出人である「城間正作」との署名の下に「城間」との丸朱印が捺されている【写真2】。また【文書Ⅱ-1】と【文書Ⅱ-2】の冒頭には「木脇」との丸朱印が捺されている【写真3】・【写真4】。この朱印は、沖縄県農場試験場雇木脇啓四郎が「花草類真写図」（沖縄県立図書館所蔵）【写真5】・【写真6】に捺した朱印と一致していることから、【文書Ⅱ-1】と【文書Ⅱ-2】に捺されている「木脇」との朱印は木脇啓四郎の印であることが判る。これに基づいて文書を確認すると、後述のように、城間正作は農事試験場におさめた物品の代金を農商課に宛てて請求しており、農事試験場雇の木脇啓四郎は、請求書を収受した際に、「木脇」の朱印を捺したのであろう。他方、【文書Ⅱ-3】は、後述のように、複数枚で構成された文書の最後の一枚であることから、【文書Ⅱ-1】及び【文書Ⅱ-2】の冒頭に捺された丸朱印は確認できない。いずれにせよ、「木脇」の朱印に基づく、「旧沖縄県農商課文書」が沖縄から鹿児島県に持ち帰った当事者が木脇啓四郎であった可能性がある。とはいえ、木脇の後任者や農事試験場の職員、庶務課の職員などが持ち帰った可能性も否定できない。



【写真2】城間正作の署名捺印（右から【文書Ⅱ-1】・【文書Ⅱ-2】・【文書Ⅱ-3】）



【写真5】「花草類真写図」（沖縄県立図書館所蔵。デジタル書庫より）



【写真3】請求書の冒頭の捺印（右から【文書Ⅱ-1】・【文書Ⅱ-2】）



【写真6】前掲「花草類真写図」（写真5）と同じ



【写真4】請求書の冒頭にある捺印（【文書Ⅱ-2】）

次に文書の内容を確認しよう。

【文書Ⅱ―1】〔請求書〕〔明治〕二〇年八月一日付

記

金七円也 (木脇)

内譯

一 升二付壹錢五百厘ツゝ

一 金壹円五錢

糖七斗

一 升五錢六厘ツゝ

一 全八拾四錢

大豆壹斗五升

一斤五厘ツゝ

一 全五円拾壹錢

蕃薯千式拾式斤

右二十年七月廿一日ヨリ全三十一日迄試験場用馬食料

御賣上相成候ニ付代金御下渡被成下度奉願上

候也

久茂地二百六十八番地

城間正作 (城間)

二十年八月一日

沖繩県農商課

御中

【文書Ⅱ―2】〔請求書〕〔明治〕二〇年八月一日付

記

金五拾五錢也 (木脇)

内譯

一 升二付<sup>(マ)</sup>二付壹錢五厘ツゝ

金拾五錢

糖壹斗

一斤二付四厘ツゝ

全四拾錢

蕃薯百斤

右廿年八月一日ヨリ全十日迄試験場用豚食料御賣上

相成候ニ付代金御下渡被成下度奉願上候也

久茂地二百六十八番地

廿年八月十一日

城間正作 (城間)

沖繩県農商課

御中

【文書Ⅱ―3】〔請求書〕〔明治〕二〇年八月一日

八月九日

金九拾五錢

農夫九人

内譯

金拾五錢

上農夫壹人

全八拾錢

下農夫八人

八月十日

金九拾五錢

農夫九人

内譯

金拾五錢

上農夫壹人

全八拾錢

下農夫八人

右廿年八月一日ヨリ全十日迄農事試験場へ御雇入

相成候ニ付賃金御下渡被成下度奉願上候也

久茂地二百六十八番地

廿年八月十一日

城間正作 (城間)

沖繩県農商課

御中

【文書Ⅱ―1】は、一八八七(明治二〇)年八月一日付で城間正作が沖繩県第一  
部農商課に宛てて提出した請求書である。これによると、農商課は城間正作か  
ら、一八八七(明治二〇)年七月二一日から三一日までの間に、農事試験場の  
馬の食料として糠七斗と大豆一斗五升、蕃薯一、〇二〇斤を購入したので、その

合計金額七円を城間が農商課に請求したのである。

【文書Ⅱ―2】は、一八八七（明治二〇）年八月一日付で久茂地在住の城間正作が沖繩県第一部農商課に宛てた請求書である。この文書によると、一八八七（明治二〇）年八月一日から一〇日まで、農商課は城間正作に農事試験場用の豚の食料として糠一斗と蕃薯一〇〇斤を購入した。その合計金額は五五銭であり、城間は農商課に請求した。

【文書Ⅱ―3】は、一八八七（明治二〇）年八月一日付で城間正作が沖繩県第一部農商課に宛てた請求書である。この請求書によると、一八八七（明治二〇）年八月一日から一〇日まで農事試験場で雇った「農夫」の賃金支払を、久茂地在住の城間が農商課に願ひ出た。「農夫」にも、「上農夫」と「下農夫」という区分があるが、この区分の基準については、本文書においては不明である。また、本文書で確認しておきたいことは、請求書の但書に「右廿年八月一日ヨリ全十日迄農事試験場へ御雇入相成候二付賃金御下渡被成下度奉願上候也」とあるように、八月一日から一〇日まで「農夫」を雇っていたことである。この内訳に着目すると、八月九日と八月一〇日に雇った人数などが記載されているだけで、八月八日以前の請求明細は示されていない。つまり、八月一日から八日までに雇った「農夫」の人数内訳は、本文書からは判明しない。

また、城間正作が沖繩県第一部農商課に宛てた二点の請求書【文書Ⅱ―1】、【文書Ⅱ―2】の様式に基づくと、書き出しには、必ず「記」との文言が付されている。次に請求内容の合計金額が記されたうえで、内訳、但書、年月日、差出人宛先が記載されている。しかし、【文書Ⅱ―3】では、八月九日・一〇日の内訳と但書、年月日、差出人、宛先が示されているだけである。こうした請求書の様式に基づくと、一八八七（明治二〇）年八月一日付で城間が農商課に宛てた文書【文書Ⅱ―3】は本来複数枚で構成されていたが、現在では本請求書のなかの一枚しか残っていないことが判る。

以上のように、沖繩県第一部農商課は城間正作を通じて、一八八七（明治二〇）年七月二日から同年八月一〇日まで、農事試験場における馬や豚の食料品を購入するとともに、「農夫」を雇い入れていた。この三点の請求書の日付は、一八八七（明治二〇）年八月一日と一日であるが、この請求書を受けて実際に支払のための原議が作成されたのかどうかといった文書処理の状況は、本文書からは

判然としない。今後の課題である。

### Ⅲ・第三回内国勸業博覧会に関する文書

第三回内国勸業博覧会は、一八九〇（明治二三）年四月一日から七月三十一日にかけて東京の上野公園で開催された。

那覇市歴史博物館所蔵「旧沖繩県農商課文書」における第三回内国勸業博覧会に関する文書は、「拝受証」三点で構成されている。内国勸業博覧会事務局編『第三回内国勸業博覧会褒賞授与人名録』（一八九〇〔明治二三〕年。以下、『人名録』と略す。）を参照すると、三点の文書は、①第三回内国勸業博覧会の第一部工業の部において藍靛を出品して有功二等を受賞した名護間切安和村在住の仲村渠鍋山が一八九〇（明治二三）年一月七日付で農商課に提出した賞状と賞牌の「拝受証」と、②第三部農業の部において葉煙草ナガサキンで褒賞を受けた沖繩県本部間切浦崎村在住の仲宗根幸八郎が同日付で農商課に提出した褒状一通の「拝受証」、③同部において褐色糖で有功三等を受賞した沖繩県伊江島西江上村在住の伊是名正が同日付で農商課に提出した賞状と賞牌の「拝受証」である。

この三点の「拝受証」の形態を確認しよう。【文書Ⅲ―1】から【文書Ⅲ―3】までの三点の文書は、和紙に墨筆されて、差出人の朱印が捺されたものである。この文書は、そもそも無地の和紙を用いたのか、当初野紙を用いたが、壁の下地材として使用された結果、野線が消えてしまったのかということは判然としない。このように、三点の文書の基本的な形態は同様であるが、しかし、三点の法量が異なっている。【文書Ⅲ―1】の法量は、縦二五・五cm×横二三・六cmである。【文書Ⅲ―2】の法量は、縦二六・三cm×横三六・八cmである。【文書Ⅲ―3】の法量は縦二九・五cm×横二七・七cmである。沖繩県第一部農商課に提出された時点での「拝受証」が一定の大きさであったとするならば、壁の下地材として使う際に裁断したのか、あるいは壁を解体する際に破損したのかということになるが、農商課で提出された時点での文書の原形が破壊されているので、判然としない。次に、三点の拝受証の内容をみてみよう。

【文書Ⅲ―1】 拝受証 名護間切安和村仲村渠鍋 明治二十三年一月七日

拝受証

第三回内国勸業博覧會

一 賞状

壹通

全

一 賞牌

壹個

右拝受候也

名護間切安和村

明治廿三年十一月七日

仲村渠鍋山 (渠)

【文書Ⅲ—2】 拝受書 本部間切浦崎村仲宗根幸八郎 明治廿三年十一月七日

拝受證

第三回内国勸業博覧會

一 褒状 壹通

右拝受候也

本部間切浦崎村

明治廿三年十一月七日

仲宗根幸八郎 (仲幸)

【文書Ⅲ—3】 拝受書 沖繩県伊江島西江上村伊是名正 明治廿三年十一月七日

拝受證

第三回内国勸業博覧會

一 賞状

壹通

有効

一 賞牌

壹個

右拝受候也

沖繩県伊江島西江上村

明治廿三年十一月七日

伊是名正 (伊是名正)

【文書Ⅲ—1】は、第三回内国勸業博覧會において名護間切安和村の仲村渠鍋山が賞状一通と賞牌一個を受け取ったことを示す一八九〇(明治二三)年一月七日付の「拝受書」である。『人名録』には、名護間切安和村在住の仲村渠鍋山

が出品したことは示されていない。しかし、「拝受証」【文書Ⅲ—1】には、「名護間切安和村仲村渠鍋山」との住所と姓名が明記されて捺印もあることから、「拝受書」の姓名に誤りがあるとは考えられない。とすると、前掲『人名録』の記載に誤りがあるということになる。『人名録』において「名護間切安和村」在住で受賞した人物としては、第一部工業において藍靛を出品して有功二等を受賞した

「仲村渠鍋山」と、第三部農業において「葉煙草ハツトリ」を出品して褒状を受け取った「仲兼久豊利」の二名が確認できる。また『人名録』の受賞者のなかに「仲村渠」という姓で確認できるのは「仲村渠鍋山」のみである。

次に「拝受証」の文言を確認すると、仲村渠鍋山は賞状一通と賞牌一個を受領している。【文書Ⅲ—2】からも判るように、褒状を授与された場合には、「賞牌」を受け取ることはなく、「賞状 壹通」のみを受領することになる。したがって、「拝受証」にある名護間切安和村在住の仲村渠鍋山は有功三等以上を受賞したことになる。先の『人名録』によると、仲村渠の姓で有功三等以上を受賞したのは、第一部工業で有功二等を受けた「仲村渠鍋山」のみである。こうした居住地と姓名の記載から、『人名録』における沖繩県名護間切安和村在住の「仲村渠鍋山」は、「拝受書」で示されている「仲村渠鍋山」の誤りであろう。

以上での検討からも判るように、【文書Ⅲ—1】は、仲村渠鍋山が第一部工業において藍靛を出品して有功二等を受賞した際に贈られた賞状一通と賞牌一個の「拝受書」であろう。

【文書Ⅲ—2】は、本部間切浦崎村在住の仲宗根幸八郎が褒状一通を受け取ったことを示す、一八九〇(明治二三)年一月七日付の「拝受証」である。『人名録』によると、仲宗根幸八郎は、第三部農業において「葉煙草 ナガサキン」を出品した。また、この拝受証の文言からも判るように、「褒状」が授与された場合には、「賞牌」は付与されなかった。

【文書Ⅲ—3】は、沖繩県伊江島西江上村在住の伊是名正が賞状一通と賞牌一個を受け取ったことを示す、一八九〇(明治二三)年一月七日付の「拝受証」である。『人名録』によると、伊是名正は、第三部農業において「褐色糖」を出